

佐賀県告示第七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十四年三月十六日から平成二十四年四月十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 中原三瀬線	三養基郡上峰町大字堤字二本黒木四 一・二八番一地先から 神埼郡吉野ヶ里町石動字一本松一六 三〇番地先まで	平成二四・三・一六